平成２９年（フ）第３５９号
高知市口細山54番地468　片岡方、申立時の住所高知市塚ノ原168番地10　片岡方
債務者　大石　啓太
1　決定年月日時　平成30年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで　高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第３０号
高知市天神町５番30号
債務者　田中　佳織
1　決定年月日時　平成30年３月29日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで　高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第３７号
高知市相模町７番６号
債務者　上村　由美
1　決定年月日時　平成30年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで　高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第４１号
高知市長浜653番地　ＴＫハイツ301号
債務者　大原　誉子
1　決定年月日時　平成30年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで　高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第６号
北海道滝川市滝の川町東２丁目16番１―3017号　滝の川団地
債務者　川瀬さおり
1　決定年月日時　平成30年３月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで　札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成３０年（フ）第３７号
北海道帯広市西11条南29丁目10番地　コウエマンション
債務者　筒井　浩信
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成３０年（フ）第３９号
北海道中川郡幕別町札内共栄町23番地の１　共栄ハイツＢ７
債務者　廣瀬　康克
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成３０年（フ）第４３号
北海道中川郡幕別町札内暁町248番地の80
債務者　豊田永里子
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成３０年（フ）第１１号
福島県会津若松市日新町16番２号、前住所福島県会津若松市川原町１番16号　レオパレスしんどうＩ　105号
債務者　小竹　宏美（旧姓諏江）
1　決定年月日時　平成30年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成３０年（フ）第９号
兵庫県多可郡多可町加美区奥荒田91番地
債務者　吉田　嘉子
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで　神戸地方裁判所社支部

平成３０年（フ）第９号
和歌山県田辺市東陽８番38号
債務者　桂　　恭子（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成30年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで　和歌山地方裁判所田辺支部

平成３０年（フ）第１７号
香川県坂出市林田町977番地５　白峰荘６号
債務者　**溝**口　孝之
1　決定年月日時　平成30年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成３０年（フ）第１８号
香川県善通寺市上吉田町521番地３　清野開発アパート１階西
債務者　一瀬　紀子
1　決定年月日時　平成30年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成３０年（フ）第１２号
香川県観音寺市出作町1139番地２　蓬畑ハイツ203号
債務者　白井　淳市
1　決定年月日時　平成30年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで　高松地方裁判所観音寺支部

平成３０年（フ）第２７号
鹿児島県肝属郡肝付町宮下492番地４
債務者　瀬戸　康弘
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成３０年（フ）第２９号
鹿児島県鹿屋市西原４丁目12番15号　エスポアール樹407号
債務者　村山　純也
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成３０年（フ）第３０号
北海道苫小牧市字糸井145番地の19
債務者　ヨシムラ建築設計工房こと　吉村　清志
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部